

2 総則の改善の要点

総則については、今回の改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようにする観点からその内容の改善を図るとともに、総合的な学習の時間の創設に対応するため、第1から第5までの五つの柱を立てて構成した。

(1) 教育課程編成の一般方針

従前の体育に関する指導を体育・健康に関する指導と改めたほか、教育課程編成の原則、道徳教育及び体育・健康に関する指導の3つの構成は従前どおりとし、今回の改訂を生かす観点から、次のような改善を行った。

これらの改善は、基本的には小・中・高等学校を通じて共通の内容である。

- ① 今回の趣旨が生かされるよう、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を開拓する中で、自ら学び自ら考える力の育成を図ることを示した。
- ② 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の重要性を強調し、その一層の充実を図るため、従前第3章道徳において記述されていた道徳教育の全体の目標を総則において掲げることとした。また、道徳教育を進めるに当たっての配慮事項として、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成を図ることを示した。
- ③ 従前の体育に関する指導については、体育・健康に関する指導と改め、それらの指導を通して、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することを示した。

(2) 内容等の取扱いに関する共通的事項

次の3項目より構成されている。

- ① 各教科等の内容の共通的取扱い
- ② 複式学級の場合の教育課程編成の特例
- ③ その他の教育課程編成の特例

今回の改訂においては、各学校の創意工夫を生かした指導が一層行われるようにするために、教科の特質に応じ、国語、社会（第3・4学年）、生活、音楽、図画工作、家庭、体育の各教科については、学年の目標や内容を2学年まとめて示すこととした。

このため、学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科について、その内容は2学年かけて指導する事項を示したものであることを総則に示すこととした。

(3) 総合的な学習の時間の取扱い

今回の改訂において、各学校が、地域や学校、児童の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行う時間として、総合的な学習の時間を創設した。この時間については、各学校が創意工夫を生かした教育活動を行う時間であることから、各教科、道徳及び特別活動のように第2章以下に目標や内容を示さず、総則において、ねらいや学習活動、配慮事項等の取り扱いについて示すこととした。

- ① ねらいについては、次の2点を掲げた。

(ア) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質